

平成25年度事業別評価調書 (チェックリスト)

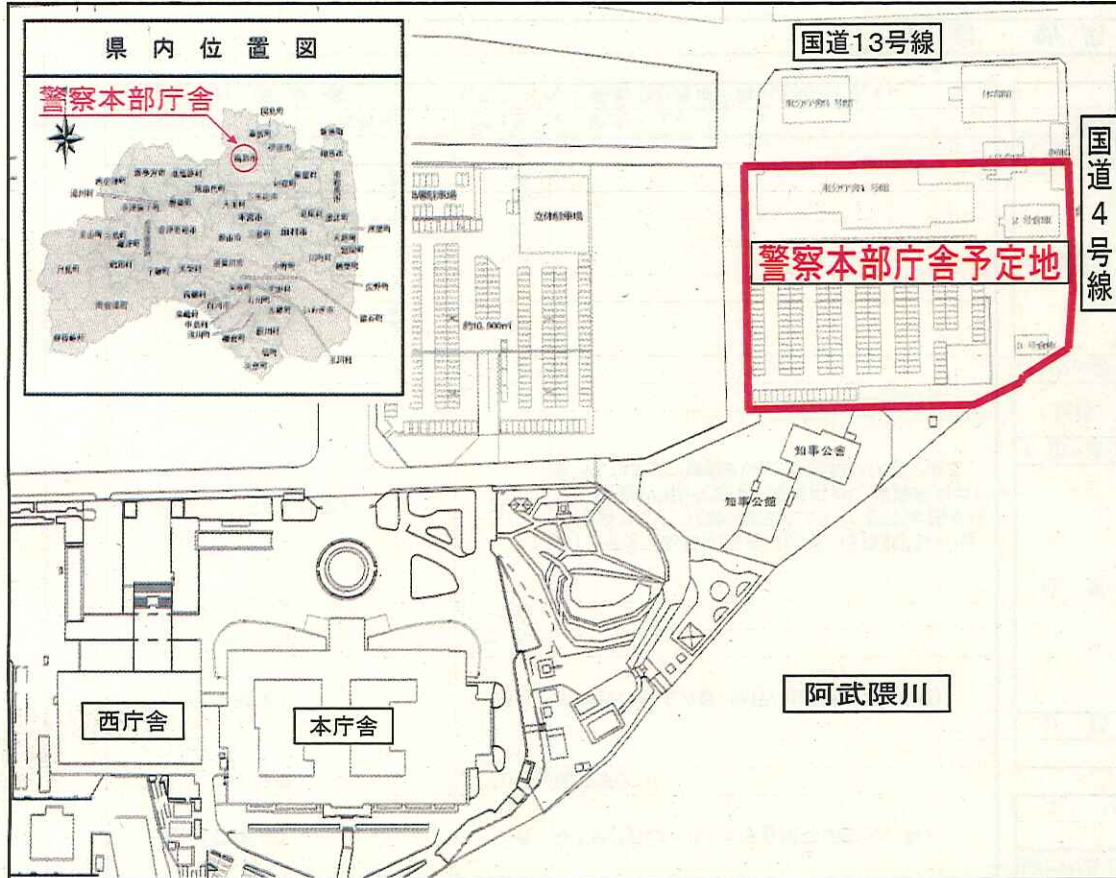
整理番号	111	事業名	警察本部庁舎整備事業		補助 単独	地区名 (事業箇所名)	福島県警察本部庁舎	関係 市町村名	福島市	担当部(局) 課名	総務部 施設管理課	
評価の対象となる理由	第1項第6号											
事業根拠法・要綱等の名称	警察法											
事業の概要	【事業目的及び全体計画】 (1) 事業目的 現在の警察本部庁舎は、複数庁舎へ機能が分散していることや、利用空間の狭あい、さらには非常災害時やセキュリティ面での脆弱さが課題となっている。 このため、これらの諸課題を解決し、日頃から県民の安全・安心を支えるとともに、災害時においては避難誘導や治安確保等、警察活動の中核となる重要施設としての機能を確保するため、新たな警察本部庁舎を整備する。 (2) 全体計画 敷地面積 約13,000㎡ 延床面積 約24,000㎡ 全体事業費 約11,900百万円											
	事業の採択年度	H25	完成目標年度	H29	用地着手年度	-	工事着手年度	H27				
	事業費(百万円)	全体事業費 (うち用地費)	これまでの 投資事業費 合計	左の財源内訳又は負担割合	これまでの年度別投資実績(25年度は見込額である。)							
	11,900 ()	75.6 ()	国 県 市町村 その他	75.6	~22年度	23年度	24年度	25年度	()	()	()	()
進捗率	事業費ベース	0.1%	用地費ベース	-	%	その他()	%					
事業の進捗状況	【整備の状況】 福島県警察本部庁舎基本構想(平成24年12月)及び同基本計画(平成25年7月)の策定を受け、福島県警察本部庁舎基本設計・実施設計業務委託について、公募型プロポーザルの実施により委託候補者を選定した上で契約を締結し、設計業務を進めているところである。 【事業実施上の課題や問題点、今後の事業見通し】 平成25年度~平成27年度 基本設計・実施設計 平成27年度~平成29年度 建設工事(予定) 平成30年度 供用開始(予定)											
	【関連事業の進捗状況】 ・敷地予定地に立地している東分庁舎1号館(東日本大震災で被災)について、平成26年度内の解体工事を完了を予定している。 ・敷地予定地にある除染仮置き場(福島市で設置)は、平成27年度の工事着手前に移転する予定である。											
評価	(A) B、 C											
事業に関する社会経済情勢	【事業に関する社会経済情勢】(特記すべき事項) (1) 現在の状況 サイバー犯罪やテロ対策等、全国的に警察人員の増加が図られていることに加え、原子力災害による避難区域等での警戒活動が必要となるなど、今後長期間にわたって復興に関わる本県特有の業務が見込まれる。 (2) 変化の有無 有(無) (3) 変化の内容 (4) 地域の協力体制等											
	【事業に関連する評価指標等】 (1) 主要な評価指標の変化 福島県警察本部庁舎基本構想における新庁舎整備の基本的な考え方に基づく評価指標とする。 ・ 非常時に強い庁舎であること。 ・ セキュリティと来庁者の利便性が調和した庁舎であること。 ・ 機能が一体的に配置され、ニーズの変化に対応できる庁舎であること。 ・ 地球環境に配慮した環境共生型の庁舎であること。 ・ 人にやさしい庁舎であること。 (2) その他特記すべき事項 特になし。											
	【環境への影響等】 希少野生動植物の情報に基づく対応 実施・未実施(設計時に確認) (1) 環境への影響内容とその対策 本事業は既存庁舎の跡地を利用しており、建物周辺の自然環境を大きく損なうことはないが、大規模工事であることによる地球環境への影響に配慮し、再生可能エネルギーの活用、空調エネルギーや照明エネルギーの削減等に対して積極的に取り組み、環境負荷の低減に努める。 (2) その他特記すべき事項 建物外観については、地域の歴史、文化、風土に配慮し、周辺の自然や建物との調和を図る。また、埋蔵文化財調査に係る試掘を平成25年度第4四半期に実施予定である(本調査が必要となる場合は工事着手前の実施を想定)。											
評価	(A) B、 C											

平成25年度事業別評価調書(チェックリスト)

地元住民・受益対象者及び関係機関の意向	<p>【地元住民・受益対象者の意向】 (1) 事業採択時の状況</p> <p>(2) 評価実施時の状況</p> <p>【関係機関・団体の意向】 (1) 事業採択時の状況 ・本事業実施に当たり、設計段階から各種法令及び条例に関して福島市との協議を進めていく。 ・警察本部庁舎については各道府県が主体となって整備するものであるが、警察庁において警察本部庁舎整備に係る補助制度が設けられており、工事予算の計上に合わせ、交付要綱に従い適切な手続きを行う。</p> <p>(2) 評価実施時の状況</p>	計画変更の必要性・コスト削減や代替案立案等の可能	<p>【計画変更の必要性】 (1) 必要性の有無 有 無 (○)</p> <p>(2) 計画変更の理由及び内容</p> <p>【代替案立案の可能性】 特になし</p> <p>【コスト削減の取組等 (特記すべき事項)】 設計段階においてライフサイクルコスト計画書の作成等に取り組みることとしており、想定しているコスト削減に対する主な取組みは以下のとおりである。 ①建設コストの削減 ・地下部を設けないことで基礎工事を最小化 ・現場作業の省力化を図れる工場製品の採用 ②修繕改修コストの削減 ・高い耐震性能により、大地震時の復旧費を抑制 ・設備改修時のスペースを配慮し、設備改修費を抑制 ③運用コストの削減 ・太陽光、雨水等の自然エネルギーを有効活用 ・照明やポンプ等の設備機器に高効率機器を採用 ④保全コストの削減 ・メンテナンスしやすい材料の採用 ・消耗品の仕様、機種統一</p>				
	<p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">評価</p> (A) B、 C	<p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">評価</p> (A) B、 C					
費用対効果分析等の要因の変化	<p>【費用対効果分析等】 (1) 手法 国土交通省の「官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法(平成25年4月1日施行)」に準じ、事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果について算定した。</p> <p>(2) 費用対効果の変化 [当初計画(前回評価)時] [今回評価時] すべての項目において100点以上である。 ・事業計画の必要性 220点 ・事業計画の合理性 100点 ・事業計画の効果 133.1点</p> <p>【費用の変化等で特記すべき事項】</p> <p>【需要効果の変化等で特記すべき事項】</p>	総合評価	<p>【総合評価と対応方針案】 (1) 総合評価</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>警察活動の中核となる重要施設である警察本部庁舎の分散、狭あい、脆弱等の課題を解消し、非常時対応をはじめとした業務の迅速性、効率性の向上を図り、県民の安全・安心を確保するため、本事業による整備を進める必要がある。</p> </div> <p>(2) 対応方針及び今後の事業の進め方</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="width: 30%;">対応方針案</td> <td>事業継続</td> </tr> <tr> <td>今後の事業の進め方</td> <td>必要に応じて関係機関との調整を図りつつ、計画的かつ速やかに事業を推進する。</td> </tr> </table> <p>(3) 事業見直し継続、休止、中止する場合の対応</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; margin-top: 10px;"></div>	対応方針案	事業継続	今後の事業の進め方	必要に応じて関係機関との調整を図りつつ、計画的かつ速やかに事業を推進する。
	対応方針案	事業継続					
今後の事業の進め方	必要に応じて関係機関との調整を図りつつ、計画的かつ速やかに事業を推進する。						
<p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">評価</p> (A) B、 C	<p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">評価</p> (A) B、 C						

平成25年度事業別評価調査 (チェックリスト)

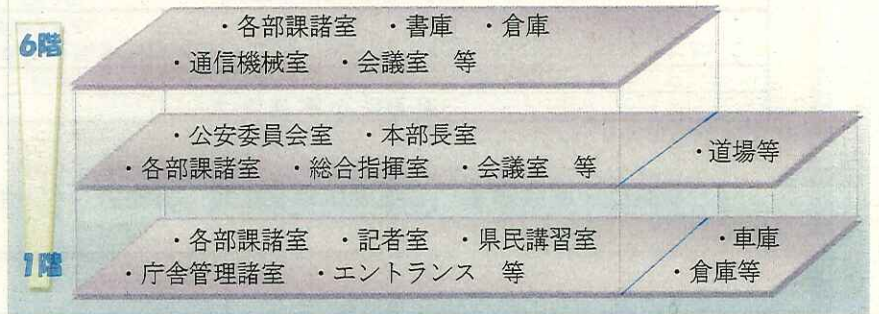
[位置図] 及び [事業概要図]



- (1)非常時対応関係機能
 - ・総合指揮機能スペースの設置
 - ・迅速な対応が可能となる組織配置及び移動経路の確保
 - ・高度な耐震性能の確保(免震構造等)
 - ・非常用備蓄スペース等の確保
 - ・ライフラインのバックアップ等
- (2)セキュリティ及び県民利便性関係機能
 - ・セキュリティレベルの設定等
 - ・情報管理機能の強化
 - ・県民が利用しやすい組織配置等
 - ・情報提供機能の充実
- (3)一般執務室関係機能
 - ・使いやすい執務室スペースの実現
 - ・補完機能の適切な配置
 - ・福利厚生機能の充実
- (4)環境共生関係機能
 - ・再生可能エネルギーの活用
 - ・省エネルギー機能の導入
 - ・施設の長寿命化
- (5)ユニバーサルデザイン関係機能
 - ・移動空間、利用空間、案内誘導のユニバーサルデザイン化

- (1) 一般執務関係諸室 **中・上層階へ設置**
警察本部庁舎として必要なセキュリティを確保
- (2) 非常時対応関係諸室 **低・中層階へ設置**
災害時や重大事案発生時の迅速な初動体制を確保
- (3) 県民利便性関係諸室 **低層階へ設置**
案内機能、窓口機能(各種相談、応接等)、情報機能(見学、講習等)等を利用者へ提供

諸室の配置想定図



工程表 (予定)

H25年度				H26年度				H27年度				H28年度				H29年度				H30年度
I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I
基本設計・実施設計												建設工事								供用開始

(別紙)

事業計画の評価算定概要書

警察本部庁舎整備事業 【福島県警察本部庁舎】

[考え方]

国土交通省「官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法（平成25年4月1日施行）」に準じ、事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果について算定。

○事業の評価内訳

事業計画の必要性		
計画理由	評点	評価の根拠
●建替等の場合		
①老朽(従要素)	10点	平均現存率30.9%(本庁舎現存率20.5%等)
②狭あい(主要素)	50点	面積率0.746
③借用返還	-点	
④分散(主要素)	80点	市内数か所に分散(県庁、山下町、荒井等)
⑤都市計画の関係	-点	
⑥立地条件の不良	-点	
⑦施設の不備(主要素)	80点	メイン庁舎である本庁舎は議会、行政部門と一体の庁舎であり、非常災害時において警察本部単体での庁舎利用ができず、庁舎自体の耐震能力や狭あいも相まって機動的対応が困難な状況である。
⑧衛生条件の不良	-点	
⑨法令等	-点	
イ ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨ 計	220点	
●新規施設の場合		
①法令等	点	
②新たな行政需要	点	
③機構新設	点	
イ' ①+②+③ 計	点	
加算点	点	
評点(イまたはイ'+加算点)	220点	≥100点...OK
評価概要	機能が分散し、機動性の発揮が難しい環境である。	

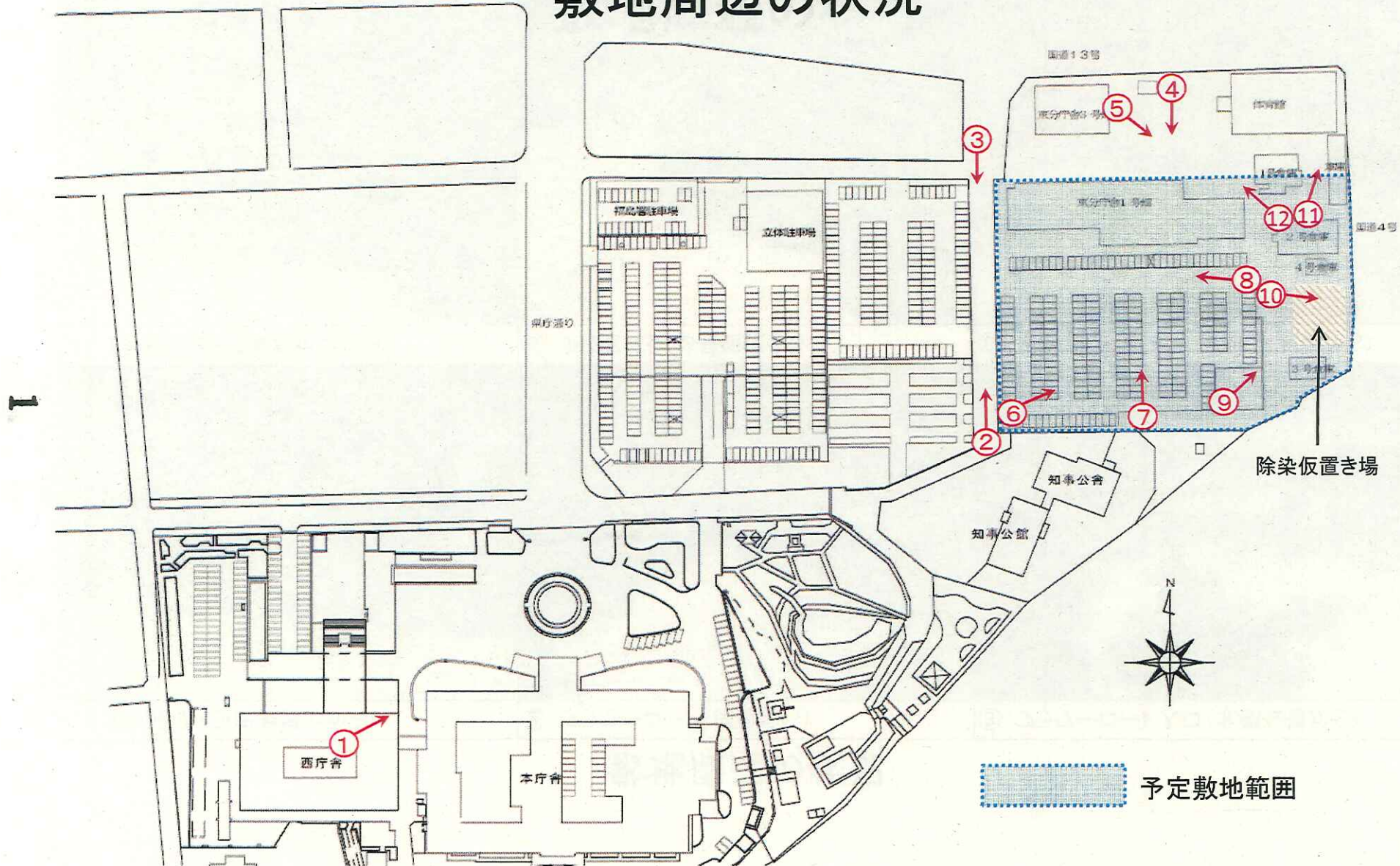
事業計画の合理性		
評価	評点	評価の根拠
他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと判断される。	100点	福島県警察本部庁舎の在り方検討会議において検討
評点	100点	≥100点...OK
評価概要	諸問題の解消方法として最適である。	

事業計画の効果			
分類	項目	係数	評価の根拠
位置	①用地の取得・借用	1.1	県庁敷地として利用中
	②災害防止・環境保全	1	自然災害等の影響を最小限となるよう検討
	③アクセスの確保	1.1	県庁敷地内に位置し、国道4・13号線へ容易にアクセス可能
	④都市計画その他土地利用に関する計画との整合性	1	県庁敷地内での建設であり、周辺環境に配慮した土地利用を検討
	⑤敷地形状等	1	敷地が有効に利用でき、安全・円滑に出入可能
イ ①×②×③×④×⑤ 計		1.21	
規模	①建築物の規模	1	業務内容に応じた適切な規模
	②敷地の規模	1	駐車スペース等の必要面積を確保
ロ ①×② 計		1	
構造	①機能性(業務を行うための基本機能に該当する部分)	1	警察本部庁舎として求められる整備条件を確保
	②社会性、環境安全性及び機能性(施策に基づく付加機能に該当する部分)	1.1	防災性、ユニバーサルデザイン、環境安全性に関して特に充実した取組みを検討
ハ ①×② 計		1.1	
評点(イ×ロ×ハ×100)		133.1点	≥100点...OK
評価概要		非常災害時の機動的な対応を期待できる。	

検討・効果

- ・事業の必要性、合理性があり、事業実施により現状の問題を解消することができる。
- ・自然エネルギーの活用を図るなど環境に配慮する一方、大地震等の非常災害時においても警察本部としての機能を確保することができる。

敷地周辺の状況



I

予定敷地範囲

敷地周辺の状況

① 敷地周辺(西庁舎屋上から)



② フラワーロード(南側から)



③ フラワーロード入口(北側公道から)



④ 1号館北側(警備室付近から)



⑤ 1号館北側(3号館東側から)



⑥ 2号館跡地駐車場(敷地南西部から)



敷地周辺の状況

⑦ 1号館南側(敷地南側から)



⑧ 1号館南側(仮置き場付近から)



⑨ 敷地東側(敷地南東部から)



⑩ 仮置き場



⑪ 車庫



⑫ 1号館及び1号倉庫



官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法

1. 評価の手順

官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の3つの観点から行うものとし、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領」(以下「実施要領」という。)第4の1(3)に示される当該事業の予算化に係る対応方針(以下「対応方針」という。)をとりまとめる。

2. 評価の方法

「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の各観点について評価の方法は、原則として次のとおりとする。

(1) 事業計画の必要性

事業の特性に応じて別紙1の「事業計画の必要性に関する評価指標」に基づき事業計画の必要性に関する評点により評価する。

(2) 事業計画の合理性

事業の特性に応じて別紙2の「事業計画の合理性に関する評価指標」に基づき事業計画の合理性に関する評点により評価する。

(3) 事業計画の効果

「業務を行うための基本機能(B1)」と「施策に基づき付加機能(B2)」の2つの機能に区分して評価を行うこととし、事業の特性に応じて別紙3「事業計画の効果(B1及びB2)の発揮見込みを評価するための指標」及び別表「施策に基づき付加機能(B2)の発揮見込みチェックリスト」に基づき事業計画の効果に関する評点により評価する。

3. 対応方針のとりまとめ

上記の3つの視点について、次の(1)～(3)の要件を全て満たすことを確認した上で、対応方針をとりまとめる。

- (1) 事業計画の必要性に関する評点が100点以上であること。
- (2) 事業計画の合理性に関する評点が100点であること。
- (3) 事業計画の効果に関する評点が100点以上であること。

4. 施行

本手法は、平成25年4月1日から施行する。

なお、本手法の施行に伴い、「首庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法」（平成23年3月31日 国営施第30号）は廃止する。

事業計画の必要性に関する評価指標

1. 計画理由が2以上の時は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とする。
2. 合同庁舎計画、特定国有財産整備計画に基づくものには、1. で算出した事業計画の必要性の評点にそれぞれ10点を加算したものを事業計画の必要性の評点とする。

●建替等の場合

計画理由	内容	評点	100	90	80	70	60	50	40	備考
従要素 老朽	施設の老朽(現存率)	50%以下	○	60%以下	70%以下	80%以下				災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。 10点 (100 × 1/10)
	構造耐力の著しい低下	経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの								
主要素 狭あい	庁舎面積(面積率)	0.5以下		0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	○	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新築の主理由として取り上げる。 50点
	立退要求がある場合			借用期限が切れ 即刻立退が必要な もの		期限付き立退要求 のもの		なるべく速やかに 返還すべきもの		
主要素 借用返還	返還すべき場合、関係 団体より借り上げの場 合又は借料が高額な 場合				緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに 返還すべきもの		
	分散	事務効率低下、連絡困 難			2ヶ所以上に分散、相互距離 が1km以上で(同一敷地外)、 業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離 が300m以上で(同一敷地外)、 業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支 障があるもの	相互距離は、通常利用する 道路の延長とする。 80点
主要素 都市計画の関係	街路、公園及び区画整 理等都市計画事業施行 地	周囲が区画整理等施行済みで 当該施行分だけが残っている もの		区画整理等施行中 で早く立退かない と妨害となるもの		区画整理等が事 業決定済であるもの (年度別決定済)			区画整理等が計画決定済である もの	シビックコア計画に基づくもの のうち、シビックコア内の 当該施行分を除く施設、関連 都市整備事業等全てが整備済 済のものは7点、全てが整備済 済または建設中のものは 4点を加算する。
	地域性上の不適			都市計画的にみて地域性上著 しい障害のあるもの、又は防火 地域若しくは準防火地域にある 木造建築物で延焼の可能性が 著しく高いもの		都市計画的にみて地域性上障 害のあるもの、又は防火地域 若しくは準防火地域にある木 造建築物で延焼の可能性が高 いもの		都市計画的にみて地域性上好 ましくないもの、又は防火地域 若しくは準防火地域にある木 造建築物で延焼のおそれがある もの		
主要素 立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非常に 支障を来しているもの又は公 衆に非常に不便を及ぼしている もの		位置が不適当で業務上支障を 来しているもの又は公衆に不 便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環 境上好ましくないもの		
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不 良等で維持管理が不可能に近 いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不 良等で維持管理が著しく困難 なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不 良等で維持管理が著しく困難な もの		地盤沈下、低湿地又は排水不 良等で維持管理上好ましくな いもの		
主要素 施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行 が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行 が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行 に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ま しくないもの又は来庁者の利 用上著しく支障があるもの		敷地等の関係で増築が不可 能な場合にのみ、新築の主 理由として取り上げる。 80点
	衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに 低いもの		法令による基準より相当低い もの		法令による基準以下であるも の	新築の主理由として取り上 げない。
主要素 法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整 備が必要なもの								国の行政機関等の移転及び 機構統廃合等に適用する。 ただし、機構統廃合による場 合は主理由として取り上げ ない。


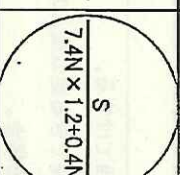
●新規施設の場合

計画理由	内容	評点	100	90	80	70	60	50	40	備考
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整 備が必要なもの								
新たな行政需要	新たな行政需要に対応 した整備	当該行政需要への対応が特に 緊急を要するもの			当該行政需要への対応を至急 すべきもの		当該行政需要への対応の必 要性は認められるが急がな くてよいもの			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の 遂行が著しく困難なもの			整備を行わない場合、業務の 遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の 遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上 好ましくないもの	

- (注) 1. 同一理由で2つ以上評点のある場合は、高い方の点を採用する。
 2. 各欄記載の事項は、一般的基準を示したものであり、当てはまりにくい場合は、基準と照合して適宜判断する。
 3. 現存率は、官庁建物実態調査の結果による。
 4. 面積率は一般事務庁舎については別表により算出する。ただし、固有業務室がある場合には分母にその面積を加算する。

計220点

別表 面積率算定式

面積率	基準面積	1,500㎡以上	900㎡以上	300㎡以上	300㎡未満	摘 要
	RC,CB 造庁舎		$\frac{S}{7.4N \times 1.1 + 0.4N}$	$\frac{S}{7.4N \times 1.1 + 0.4N}$		
木造庁舎	$\frac{S}{7.1N + 0.4N}$	$\frac{S}{7.1N \times 1.1 + 0.4N}$	$\frac{S}{7.1N \times 1.2 + 0.4N}$	$\frac{S}{7.1N \times 1.3 + 0.4N}$		N:換算人員 換算人員(床、面積基 準(S35.4.8))による

事業計画の合理性に関する評価指標

事業計画の合理性は、下記の表により評価する。

評 点	評 価
100点	<p>下記のいずれかに当てはまる。</p> <ul style="list-style-type: none">・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。・他の案では、<u>事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。</u>・他の組織・機関が採算性等の審査等により評価を行う場合であって、当該評価方法に合理性があると確認できる場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

事業計画の効果(B1及びB2)の発揮見込みを評価するための指標

別紙3

1. B1:業務を行うための基本機能、B2:施策に基づく付加機能
 2. 本表の使い方:各項目ごとに、事業の現状に最も近い記載内容の欄を選択し、その係数(1.1~0.5)をすべて掛け合わせ、100倍した数値を「事業計画の効果の評点」とする。

分類	項目	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	B1	用地の取得・借入	国として用地を保有できている。	用地を取得等できる具体的な見込みがある。又は必要な期間の用地の借入が担保されているか、その具体的な見込みがある。			用地の取得・借入の見込みが立たない。
		災害防止・環境保全	自然的条件からみて災害防止・環境保全上良好な状態である。	自然的条件からみて災害防止・環境保全上の支障は全て技術的に解消できる見込みである。		自然的条件からみて災害防止・環境保全上の支障があり、その支障を技術的に全て解消することはできず、軽微な支障が残る見込みである。	自然的条件からみて災害防止・環境保全上の支障があり、その支障を技術的に全て解消することはできず、重大な支障が残る見込みである。
		アクセスの確保	施設へのアクセスは良好である。	施設へのアクセスに支障が無く、又はその支障は全て解消する見込みである。	施設へのアクセスに支障があり、その支障が全て解消されず、軽微な支障が残る見込みである。		施設へのアクセスに支障があり、その支障が解消されず、重大な支障が残る見込みである。
		都市計画その他の土地利用に関する計画との整合性		都市計画その他の土地利用に関する計画と整合している。	都市計画その他の土地利用に関する計画と整合していないが可能、建設までに整合する具体的な見込みがある。		都市計画その他の土地利用に関する計画と整合しておらず、また建設までに整合する見込みが無い。
		敷地形状等		敷地全体の有効利用や敷地への安全・円滑な出入りが実現しやすい敷地形状・接道の状況である。又は建設までにそういう状況になる見込みである。		敷地全体の有効利用を実現するには、技術的に工夫を要する敷地形状・接道の状況であり、また建設までにその状況が改善される見込みがない。	安全・円滑な出入りを実現するには、技術的に工夫を要する敷地形状・接道の状況であり、また建設までにその状況が改善される見込みがない。
規模	B1	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模となっている。		業務内容等に対し、やや不適切な規模となっている。	業務内容等に対し、著しく不適切な規模となっている。
		敷地の規模		建築物の規模及び業務内容に応じ、適切な規模となっている。(駐車場の不足などが見込まれる。)	建築物の規模及び業務内容に対し、やや不適切な規模となっている。(駐車場の不足などが見込まれる。)		建築物の規模及び業務内容に対し、著しく不適切な規模となっている。
構造	B1	機能性(業務を行うための基本機能に該当する部分)		執務に必要な空間及び機能が適切に確保される見込みである。		執務に必要な空間及び機能が適切に確保されない可能性がある。	執務に必要な空間及び機能が確保されない見込みである。
		B2	社会性、環境安全性及び機能性(施策に基づく付加機能に該当する部分)	施策に基づく機能(付加される見込みである。(別表においてA又はBに該当する項目がある。))※	法令等に基づく標準的な性能が適切に確保される見込みである。(別表において、全ての項目がCに該当する。)		法令等に基づく標準的な性能が確保されない見込みである。

※別表においてA又はBに該当する項目があっても、事業特性からみて施策の取り組みに過不足が認められる場合は本欄は選択せず、係数を「0.5」とする。

$$1.1^3 \times 1.0^6 = 1.331$$

x
100
||
133.1

施策に基づく付加機能(B2)の発揮見込みチェックリスト

本表の使い方: 下記の項目ごとに要領に基づいてチェックを行い、該当する評語を選定する。ただし、各事業で取り組む施策は当該事業の特性に合致していること。

分類	評価項目	評価	取組状況	評価要領	
社会性	地域性	A	特に充実した取組が計画されている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。(又はその計画である。)	<施策※1>自治体・商店街等との連携(合築、施設・駐車場の共用、シェアコアなど)/既存建造物(歴史的建築物)の有効利用/地域性のある材料の採用/地域住民との連携(ワークショップ、懇談会など)
		B	充実した取組が計画されている。	右の施策が1つ取り組まれている。(又はその計画である。)	
		C	一般的な取組が計画されている。	関連する法令、条例、計画、協定等と整合が図られている。	
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組が計画されている。	右の施策が4つ以上取り組まれる計画である。	<施策※1>特別な省エネ機器の導入(水蓄熱、アモルファス変圧器など)/緑化のための特別な対策(屋上緑化など)/自然エネルギー利用のための特別な対策(太陽光発電、風力発電など)/水資源の有効活用のための特別な対策(雨水利用設備など)/外断熱
		B	充実した取組が計画されている。	右の施策が2つ以上取り組まれる計画である。	
		C	一般的な取組が計画されている。	省エネ型器具などの導入が計画されている。(Hf照明、照明制御、高効率変圧器、高性能ガラス、エコケーブル、ノンフロン機器、高効率熱源、VAV、VWV、節水設備など)	
	木材利用促進	A	特に充実した取組が計画されている。	右の施策が2つ以上取り組まれる計画である。	<施策※3>木造化、内装等の木質化、木質バイオマスを燃料とする機器の設置
		B	充実した取組が計画されている。	右の施策が1つ取り組まれる計画である。	
		C	一般的な取組が計画されている。	関連する法令、条例、計画、協定等と整合が図られている。	
機能性	ユニバーサルデザイン	A	「高度なバリアフリー化」※2が計画されている。	誘導基準を満たした上で、「高度なバリアフリー化」を行う計画である。	
		B	建築物移動等円滑化誘導基準を満たす計画である。	誘導基準を満たすが、「高度なバリアフリー化」には至らない計画である。	
		C	法令規定に基づく計画である。	円滑化基準を満たすが、誘導基準を満足するには至らない計画である。又は円滑化基準の適用対象外施設である。	
	防災性	A	総合耐震計画基準に基づいた取組がなされているほか、特に防災に配慮した取組が行われている。	右の施策が2つ以上取り組まれる計画である。	<施策※1>火災への特別な対策(ガス消火など)/浸水への特別な対策(防潮堤、止水版など)/強風への特別な対策(ビル風対策など)/落雷への特別な対策(高度な雷保護など)
		B	総合耐震計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に配慮した取組が行われている。	右の施策が1つ取り組まれる計画である。	
		C	総合耐震計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に関する一般的な取組が行われている。	総合耐震計画基準に基づいた整備など、一般的な取組が行われている。	

※1 評価の実施主体が評価(案)を作成する際に、個別の事業特性に応じて本表に記載の無い施策を評価に加えることを妨げない。

※2 「高度なバリアフリー化庁舎の推進について」(平成13年8月1日 国営計第87号、国営建第50号、国営設第48号)による。

※3 「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」(平成23年5月10日 国土交通省)による。

<参考>事業計画の必要性に関する評価指標【老朽の検討】

	構造	築年	経過 年数	現存率 【A】	全体 延べ面積 【B】	警察利用分 延べ面積 (m ²) 【C】	警察利用分 /全体 【D=C/B】	全体 現存面積 (m ²) 【E=A×B】	警察利用分 現存面積 (m ²) 【F=D×E】
本庁舎	RC5F	1954	59	0.205	22,066	4,784	0.217	4,524	982
西庁舎	RC12F	1971	42	0.324	26,429	485	0.018	8,563	155
東分庁舎1号館	RC6F	1969	44	0.307	9,950	1,685	0.169	3,055	517
山下庁舎	RC4F	1976	37	0.371	2,508	2,344	0.935	931	871
鑑識科学センター	RC4F	2000	13	0.706	2,223	727	0.327	1,570	514
交通管制センター	RC2F	1977	36	0.381	808	808	1.000	308	308
合計					63,984	10,833		18,951	3,347

警察利用分
現存率(%)
【F/C】

30.9%

別表1 建物構造コード及び耐用年数・残存率表

コード	構造材料	適用区分		耐用年数	残存率
		総体が耐久性資材の場合	外周又はその下地に木造が少ないもの		
01	R C 造 鉄筋コンクリート造	総体が耐久性資材の場合	外周又はその下地に木造が少ないもの	60年	20%
			外周又はその下地に木造が多いもの	55年	20%
02	S R C 造 鉄骨鉄筋コンクリート造	総体が耐久性資材の場合	外周又はその下地に木造が少ないもの	60年	20%
			外周又はその下地に木造が多いもの	55年	20%
			外周又はその下地に木造が少ないもの	50年	20%
			外周又はその下地に木造が多いもの	50年	20%
03	P C a 造 プレキャストコンクリート造	総体が耐久性資材の場合	外周又はその下地に木造が少ないもの	60年	20%
			外周又はその下地に木造が多いもの	55年	20%
			外周又はその下地に木造が少ないもの	50年	20%
			外周又はその下地に木造が多いもの	50年	20%
04	S 造 鉄骨造	総体が耐久性資材の場合	柱及びはりが多いもの	60年	20%
			柱及びはりが鉄骨造で、外周又はその下地に木造が多いもの	50年	20%
			自転車置場	40年	20%
05	S C 造 鉄骨コンクリート造	鉄骨造で極めて軽易なもの(温室、キュービクル、渡り廊下等)	柱及びはりが鉄骨造で外周又はその下地も鉄骨又は耐久性資材の場合(柱及びはりが鉄骨コンクリート造で、外周又はその下地に木造が少ないものも含む)	30年	20%
			柱及びはりが鉄骨コンクリート造で、外周又はその下地に木造が多いもの	50年	20%
06	L G S 造 軽量鉄骨造	鉄骨造で極めて軽易なもの(プレハブ、温室、キュービクル、渡り廊下等)	自転車置場	40年	20%
			鉄骨造で極めて軽易なもの(プレハブ、温室、キュービクル、渡り廊下等)	30年	20%
07	C B 造 コンクリートブロック造	総体が耐久性資材の場合	総体が耐久性資材の場合	50年	20%
			主体がコンクリートブロック造で小屋組が木造の場合(外周及びはり)	40年	20%
			仕上げ程度が良好のものの場合(枝舎、付属舎、公舎)	30年	20%
08	木 造 木造、木骨石造、木骨れんが造、土蔵	仕上げ程度が普通のものの場合(庁舎、付属舎、公舎)	仕上げ程度が下のもの場合(物置程度で基礎の有するもの)	20年	15%
			仕上げ程度が下のもの場合(物置程度で基礎の無いもの)	10年	15%
			仕上げ程度が下のもの場合(物置程度で基礎の無いもの)	5年	15%
09	石 造 石造			50年	20%
				50年	20%
10	れんが造 れんが造			50年	20%
				50年	20%
11	A L 造 アルミユニット造			30年	20%
				30年	20%
12	無筋C造 無筋コンクリート	総体が耐久性資材の場合	主体がコンクリートブロック造で小屋組が木造の場合(外周及びはり)	50年	20%
			主体がコンクリートブロック造で小屋組が木造の場合(外周及びはり)	40年	20%
13	P C 造 プレストレストコンクリート	総体が耐久性資材の場合	外周又はその下地に木造が少ないもの	60年	20%
			外周又はその下地に木造が少ないもの	55年	20%
			外周又はその下地に木造が多いもの	50年	20%

<参考>事業計画の必要性に関する評価指標【狭あいの検討】

N : 換算人員数(新営一般庁舎面積算定基準による算定)

S : 現有延べ面積

職階	区分	換算率	人員数		換算人員数	
			交通規制課のみ		交通規制課のみ	
公安委員	所長級	10	3		30.00	0.00
本部長		10	1		10.00	0.00
部長		2.5	7		17.50	0.00
総務監	課長級	2.5	1		2.50	0.00
首席監察官		2.5	1		2.50	0.00
警備監		2.5	1		2.50	0.00
課長		2.5	69	2	172.50	5.00
課長補佐	補佐級	1.8	162	7	291.60	12.60
係長	係長級	1.8	323	14	581.40	25.20
一般職員	一般級	1	327	13	327.00	13.00
非常勤・臨時職員		1	48	3	48.00	3.00
合計			943	39	1485.50	58.80

	全体延べ面積	警察利用分延べ面積
本庁舎	22,066	4,784
西庁舎	26,429	485
東分庁舎1号館	9,950	1,685
山下庁舎	2,508	2,344
鑑識科学センター	2,223	727
交通管制センター	808	808
合計	63,984	10,833

全体	N = 1485.50	S = 10,833
交通管制センター除く(全体延べ面積1,500㎡以上)	N' = 1426.70	S' = 10,025
交通管制センター(全体延べ面積300㎡以上900㎡未満)	N'' = 58.80	S'' = 808

面積率(A)の算定

上記により算定した換算人員数及び現有延べ面積に基づき、狭あいの指標である面積率を算定すると、

$$A = S' \div (7.4N' + 0.4N') \times S' / S + S'' \div (7.4N'' \times 1.2 + 0.4N'') \times S'' / S$$

$$\approx 0.944$$

(A > 0.80)

となり、狭あいの程度としてはそこまで厳しいものではないと考えられるが、換算人員数に用いた新営一般庁舎面積算定基準は一般事務庁舎を対象としたものであり、警察本部庁舎の実態を十分反映できていない。実際は震災時に災害警備本部を庁舎内に設けられず、新庁舎には本部設置用の部屋を設けることとした経緯がある。また、交通管制センターでオペレーション等を行う業務室など、他にも複数の警察本部特有のスペースが存在し、これらを考慮する必要がある。

このことから、規定に基づき警察本部特有スペースの面積(交通管制センター分453㎡、その他分2,396㎡)を分母に加え、以下のとおり算定する。

$$A' = S' \div (7.4N' + 0.4N' + \underline{2396}) \times S' / S + S'' \div (7.4N'' \times 1.2 + 0.4N'' + \underline{453}) \times S'' / S$$

$$\approx 0.746$$

(0.70 < A' ≤ 0.75)

上記のとおり、事業計画の必要性に考慮すべきレベルでの狭あいが存在することが確認でき、面積率にA'を採用するものとする。

区分

室名

概

要

1. 敷地面積

事務室

建築面積の木造の場合4倍、耐火造の場合2.5倍を標準とする。

3. 3平方メートル×換算人員

(注) 換算人員とは、執務人員及び職種に応じて下記の換算率によって算出された数

をいう。

1. 中央官衙(省庁)

区分	大臣級	次官級	局長級	次長級	部長級	課長級	補佐級	係長級	一般級
換算率	30	20	15	12	12	5	2.5	1.8	1

2. 地方大官庁(局) 地方プロック単位

区分	局長級	次部長級	課長級	補佐級	係長級	一般級
換算率	18	9	5	2.5	1.8	1

3. 地方小官署(署、所) 県単位以下

区分	所長級	課長級	補佐級	係長級	一般級
換算率	10-6	2.5	1.8	1.8	1.0

(注) 1. 換算人員の算出に当たって、

(a) 事務室内に定位置をもたないものは含まない。

(b) 製図者に対する換算率は、1.7とする。

2. 裁判所及び検察庁における判事室、検事室は、別途に面積基準を定める。

3. 上記以外の特別な職員に対する換算人員は、実状に応じて算出する。

大、中、小会議室は、職員100人当たり40平方メートルとし、10人増すごとに4平方メートル増加する。ただし、官庁の特殊性により上記により難しい場合は、別途算出する。

3. 付属面積

会議室

電話交換室

交換手休憩室、電池室その他の所定付属室を含む。

換算人員	回線数	交換機の型式	所要面積(㎡)
80	20以下	ボタソフ電話装置	-
120	30	クロスバー簡易キヤビネ	36
160	40	ワット型中継台式	
240	60		
320	80	クロスバーキヤビネワット型中継台式	40
400	100		
600	150		68
800	200		
1,000	250		94
1,200	300		
1,200	300	クロスバー架形中継台式	120
1,600	400	"	155
2,400	600	"	220
3,200	800	クロスバー架形中継台式	284
4,000	1,000	"	347
4,800	1,200	"	409
5,600	1,400	"	470

(注) 庁務の性質により上記により難しい場合は実状に応じて回線数を増減する。

新営一般庁舎面積算定基準(り)技規

1	100	100	100
2	100	100	100
3	100	100	100
4	100	100	100
5	100	100	100
6	100	100	100
7	100	100	100
8	100	100	100
9	100	100	100
10	100	100	100
11	100	100	100
12	100	100	100
13	100	100	100
14	100	100	100
15	100	100	100
16	100	100	100
17	100	100	100
18	100	100	100
19	100	100	100
20	100	100	100
21	100	100	100
22	100	100	100
23	100	100	100
24	100	100	100
25	100	100	100
26	100	100	100
27	100	100	100
28	100	100	100
29	100	100	100
30	100	100	100
31	100	100	100
32	100	100	100
33	100	100	100
34	100	100	100
35	100	100	100
36	100	100	100
37	100	100	100
38	100	100	100
39	100	100	100
40	100	100	100
41	100	100	100
42	100	100	100
43	100	100	100
44	100	100	100
45	100	100	100
46	100	100	100
47	100	100	100
48	100	100	100
49	100	100	100
50	100	100	100
51	100	100	100
52	100	100	100
53	100	100	100
54	100	100	100
55	100	100	100
56	100	100	100
57	100	100	100
58	100	100	100
59	100	100	100
60	100	100	100
61	100	100	100
62	100	100	100
63	100	100	100
64	100	100	100
65	100	100	100
66	100	100	100
67	100	100	100
68	100	100	100
69	100	100	100
70	100	100	100
71	100	100	100
72	100	100	100
73	100	100	100
74	100	100	100
75	100	100	100
76	100	100	100
77	100	100	100
78	100	100	100
79	100	100	100
80	100	100	100
81	100	100	100
82	100	100	100
83	100	100	100
84	100	100	100
85	100	100	100
86	100	100	100
87	100	100	100
88	100	100	100
89	100	100	100
90	100	100	100
91	100	100	100
92	100	100	100
93	100	100	100
94	100	100	100
95	100	100	100
96	100	100	100
97	100	100	100
98	100	100	100
99	100	100	100
100	100	100	100

1. The first part of the report is a general introduction to the subject of the study. It discusses the importance of the study and the objectives of the research. It also provides a brief overview of the methodology used in the study.

2. The second part of the report is a detailed description of the methodology used in the study. It discusses the data collection methods, the data analysis techniques, and the statistical tests used in the study.

3. The third part of the report is a discussion of the results of the study. It discusses the findings of the study and compares them to the findings of other studies in the field. It also discusses the implications of the findings for practice and for future research.

4. The fourth part of the report is a conclusion and a list of references. The conclusion summarizes the main findings of the study and provides recommendations for future research. The references list the sources of information used in the study.

100	100	100	100
100	100	100	100
100	100	100	100
100	100	100	100

100	100	100	100
100	100	100	100
100	100	100	100
100	100	100	100

100	100	100	100
100	100	100	100
100	100	100	100
100	100	100	100

5. The fifth part of the report is a list of references. The references list the sources of information used in the study.

6. The sixth part of the report is a list of appendices. The appendices provide additional information related to the study.

7. The seventh part of the report is a list of figures and tables. The figures and tables provide visual representations of the data used in the study.

8. The eighth part of the report is a list of footnotes. The footnotes provide additional information related to the study.

9. The ninth part of the report is a list of glossary terms. The glossary terms provide definitions for the key terms used in the study.

10. The tenth part of the report is a list of abbreviations. The abbreviations provide definitions for the abbreviations used in the study.